資料１

多様性を力に、
安心して暮らせるかながわの未来

外国籍県民かながわ会議（第13期）最終報告

2026（令和８）年12月

外国籍県民かながわ会議（第13期）最終報告について　・・・・・・・・・・・　1

１　知事への提言

(1) 提言項目及び提言の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

(2) 生活向上部会の提言

提言１　母語（継承語）・母文化教育の機会を保障し、
子どもたちのアイデンティティを育成するための取組の促進　・・・・・　6

提言２　多文化共生社会を見据えた県立高校における「異文化
教育」と「母語(継承語)教育」の推進　・・・・・　9

提言３　外国につながる生徒の進路保障に向けた県立高校の
在県外国人等特別募集枠の拡大や支援の促進　・・・・・　13

提言４　外国運転免許切替手続における円滑化に向けた取組　・・・・・　15

提言５　外国籍県民の「安心できる老後」を支える環境整備　・・・・・　17

提言６　AI技術を活用した日本語教育の最適化及び
外国人材の地域定着に向けた具体的解決策の実施　・・・・・　19

提言７　外国籍県民の交流の促進　・・・・・　22

提言８　かながわ多文化共生防災パートナーシップ会議の創設　・・・・・　24

(3) 情報部会の提言

提言９　既存資料を活用した情報流通経路の改善　・・・・・　26

２　会議開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

３　参考資料

・県内外国人数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

・年代別の県内外国人数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36

・外国籍県民かながわ会議設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37

・外国籍県民かながわ会議運営要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

・外国籍県民かながわ会議傍聴要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

４　外国籍県民かながわ会議（第13期）委員名簿　・・・・・・・・・・・・・　45

2026年12月10日

神奈川県知事　黒岩　祐治　様

外国籍県民かながわ会議
第13期　委員長　柳　晴　実

外国籍県民かながわ会議（第13期）最終報告について

第13期外国籍県民かながわ会議は2025年１月から活動を開始し、２年間をかけて提言作りを進めてきました。ここに最終報告書を提出いたします。

2026年６月時点で、日本に居住する外国籍住民は428万1,026人、総人口に占める外国籍住民の割合は約3.5%になりました。神奈川県では30万人を超え過去最多となり、４年連続最多記録を更新し続けています。居住する外国籍県民（外国につながる人も含む）は増加傾向にありますが、外国人を取り巻く状況は厳しくなっており、様々な生活の場面でその影響が影を落としています。そんな中、外国籍県民の立場から神奈川県の現状を見据え、神奈川県の多文化共生を目指し作成したこの提言の意味はとても重く、重要であると考えます。

私は第９、10、12、13期の委員を務め、約８年間外国籍県民かながわ会議に関わってきましたが、今期の活動には今までにないチャレンジがありました。

まず一つ目は、部会の作り方です。第13期では「生活向上部会」と「情報部会」の２つの部会で活動を進めてきました。これまでは多くの場合、課題となるテーマごとに部会を作ってきましたが、今期は「新しい

制度や制度の拡充について議論する『生活向上部会』」、「すでにある情報などをどう活用するか議論する『情報部会』」に分けました。それぞれの部会でどのような議論が展開されたかについては、ぜひ提言内容を見てください。

二つ目は、様々な立場の方と、いろんな場面で意見交換できたことが有意義でした。特に提言を作成する過程で実施する「オープン会議」に、今期は40名を超える参加者が集まったことは、神奈川県民の問題意識の高さの表れではないかと思っています。課題ごとのグループに分かれて意見交換したことや、オープン会議後にも個別でヒアリングを行うなど、より近い距離感で参加者と議論できたことはとても大事な時間でした。また、神奈川県高齢福祉課、高校教育課、危機管理防災課など、行政の担当課との話し合い、かながわ国際政策推進懇話会の委員との意見交換をはじめ、私たちが考えた提言案について、多様な立場の方から幅広いご意見をいただけたことは、提言をまとめる上でとても参考になりました。

この点においては、事務局である神奈川県国際課担当者が私たち委員の意向をしっかりとくみ取り、広報活動や担当課との調整など、積極的に動いてくれたことが大きかったと思っています。

チャレンジしたことで生まれた成果もありますが、課題も見えてきました。

提言を提出した後、具体的な制度や施策に向かう過程で、会議の委員や、外国人当事者がどのように関わっていけるのかは、とても大きな課題だと考えます。

そして今後も外国籍県民かながわ会議を継続し、充実させていくためにも、委員の確保は重要な課題です。また、この会議は神奈川県内全域、そして幅広い年代層を対象としているため、会議の開催方法など工夫が必要になってきています。今後も外国籍県民かながわ会議の活動をより多くの人に伝え

ていくこと、会議の内容や運営、広報の充実などについて検討が必要だと思います。

外国籍県民かながわ会議の委員を８年間務める過程で、私が得たものが２つあります。

１つは自分たちの暮らす地域をより良くするために、外国籍県民という立場から見えてくる課題に向き合い、解決に向けて考え議論し、提言を共に創り上げてきた「仲間」たちです。また事務局を務める神奈川県国際課の皆さんや、かながわ国際政策推進懇話会の委員の皆さん、そしてオープン会議に参加してくださったすべての方々、いろいろな立場の人々がその「仲間」に含まれています。

そしてもう１つは、大きな変化ではなくても、声を上げ続けることで少しずつ前に進んでいくという実感、可能性を感じているということです。

外国籍県民かながわ会議は、神奈川県に居住する外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的に発足した会議です。第13期委員一同、これからも神奈川県に暮らす住民として、地域の方々と手を携えて、多様性を力に多文化共生の未来を共に創り上げていきたいと思っています。

１　知事への提言

(1) 提言項目及び提言の趣旨

提言１　母語（継承語）・母文化教育の機会を保障し、子どもたちのアイデンティティを育成するための取組の促進

・　子どもが母語や母文化（自分のルーツの言葉や文化）を小中学校で学べるように、県が取組を進める。

提言２　多文化共生社会を見据えた県立高校における「異文化教育」と「母語（継承語）教育」の推進

・　県立高校で異文化を学ぶ「異文化教育」の講座を作る。

・　県立高校で母語（継承語）を学べるようにする。

提言３　外国につながる生徒の進路保障に向けた県立高校の在県外国人等特別募集枠の拡大や支援の促進

・　「在県外国人等特別募集枠」を設ける県立高校や、募集人数を増やす。

・　進路保障に向けた取組を進める。

提言４　外国運転免許切替手続における円滑化に向けた取組

・　書類審査や筆記試験の予約の方法を見直して、予約を取りやすくする。

・　手続期間を短くしたり、手続を円滑にする。

提言５　外国籍県民の「安心できる老後」を支える環境整備

・　高齢者向けに、介護などの制度を多言語で説明するガイドを作る。

・　自治体や介護施設の職員向けに、ガイドを使ったセミナーを実施する。

提言６　AI技術を活用した日本語教育の最適化及び外国人材の地域定着に向けた具体的解決策の実施

- 日本語教育にAI技術を活用する。
- 日本語学習の分析結果を県の施策に活かす。

提言７　外国籍県民の交流の促進

- 外国籍県民と日本人が交流する機会を増やす。
- 外国籍県民が地域活動へ積極的・継続的に参加しやすい環境を整える。
- 外国籍県民の孤立・不安をなくす取組を進める。

提言８　かながわ多文化共生防災パートナーシップ会議の創設

- 災害時の自助活動を進めるために、災害のないときからネットワークを作り、定期的に情報を共有したり、訓練をする。

提言９　既存資料を活用した情報流通経路の改善

- 外国につながる子どもの保護者に向けて進学情報をわかりやすく伝える仕組みを作る。
- 基本的な生活ルール、医療、災害に関する情報を知らせていくことを進める。

(2) 生活向上部会の提言

提言１　母語（継承語）・母文化教育の機会を保障し、子どもたちのアイデンティティを育成するための取組の促進

・　子どもが母語や母文化（自分のルーツの言葉や文化）を小中学校で学べるように、県が取組を進める。

[具体的な内容]

・　小中学校において外国につながる子どもの母語（継承語）・母文化教育を進めていくための実効的な取組を促進することで学習機会を保障し、アイデンティティの育成を図る。

＜取組の案＞

・　県の教育委員会が作成している「外国につながりのある児童生徒への指導・支援の手引き（改訂版）～多文化共生社会をめざして～」に、外国籍県民の目線を取り入れ、母語（継承語）・母文化教育に関する記載内容を充実させる。

・　教職員対象の研修に、母語（継承語）・母文化教育に関する内容を追加する。

[提言理由]

・　県内で生まれた子どものうち、両親が日本人の子どもの数は減少しているが、父母の一方又は両方が外国人の子どもの数は増加傾向にあり、総出生数に占める割合も、2024（令和６）年度には15人に１人となっている。

・　神奈川県の公立小中学校に通う外国籍児童生徒の数は、2019（令和元）年には 8,586人だったが、2022（令和４）年には 10,204人、2024（令和６）年には11,978人と継続的に増加しており、親が来日して生活基盤を作り、子どもを呼び寄せることも多くなっていると推察される。

・　来日後、日本での暮らしを続ける子どもたちや日本で生まれた子どもたちが、成長の過程で母語（継承語）や母文化を学ぶ機会を得ることは、子どもたちのアイデンティティや自己肯定感の育成において、非常に重要なことだと考えられる。そのことは、文部科学省が 2025（令和７）年４月に発表した「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）」や、神奈川県教育委員会が作成した県内小中学校向けの「外国につながりのある児童生徒への指導・支援の手引き（改訂版）～多文化共生社会をめざして～」にも記載されている。

・　私たち外国籍の保護者の立場としても、重要性を認識していても、日本人と同様、毎日の仕事や生活を維持していく必要があり、家庭内で母語・母文化教育を実施することはとても難しい。

・　また、神奈川県内では、NPO や任意の団体による母語教室が 10 か所以上あると見られるほか（対応言語：スペイン語、ミャンマー語、タイ語など）、民族学校やコミュニティ内の一部でも母語教育が行われている場合がある。外国につながる子どもの数と比較すると、こうした教室の数は圧倒的に少なく、法人や個人の尽力により実施されているケースが多いのが現状であり、将来的な運営は不透明といえる。

・　こうしたことから、神奈川県として、「外国につながりのある児童生徒への指導・支援の手引き（改訂版）～多文化共生社会をめざして～」において、母語（継承語）・母文化の重要性だけでなく、外国籍県民の目線を取り入れたり、県内で行われている活動や実践についての紹介を追加し、内容を充実させることなどにより、母語（継承語）・母文化教育を進めるための実効的な取組を促進する必要がある。また、その一環で、現場を担う教職員を対象にした研修に母語（継承語）・母文化教育の現場を見学するなどの内容を取り入れ、教職員自身にイメージを持ってもらうことで、学校現場での取組を進めることも重要である。なぜなら、「ことばの力のものさし」に記載さ

れているように、子どもと接する教職員が、子どもを「日本語ができない存在」として見るのではなく、「日本語も母語もできる可能性のある存在」として捉え、子どもの多様な文化的・言語的背景や思考過程に目を向けることで、可能性を最大限に引き出すことができるからである。

＜参考情報＞

- 県内の母語教室：https://www.kifjp.org/classroom/native-list/
- 「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）」（文部科学省　2025（令和７）年４月発表）：

  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413_00002.html
- 「外国につながりのある児童生徒への指導・支援の手引き（改訂版）～多文化共生社会をめざして～」（神奈川県教育委員会　2026（令和８）年３月発表）：

  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/cnt/f420361/index.html

提言２　多文化共生社会を見据えた県立高校における「異文化教育」と「母語(継承語)教育」の推進

- 県立高校で異文化を学ぶ「異文化教育」の講座を作る。
- 県立高校で母語（継承語）を学べるようにする。

[具体的な内容]

(1)　県立高校における「異文化教育」講座の設置

- 県立高校において、異文化を学ぶ「異文化教育」の講座を設け、すべての生徒が、互いの文化、価値観、生活背景を理解し、違いを認めながら共に生きる力を身につけられる学びの機会を保障する。

＜取組の案＞

次のような講座を県立高校で実施する。

- １年間、１か月に一度ずつ（年間10か国程度）、外国人の講師を招く。
- 外国人講師の出身国について事前学習した後に、外国人講師からの講義を受けることで、様々な国の社会・経済・文化について学ぶ。
- 質問や意見交換など外国人講師との交流を通して、世界から見た日本社会について考える。
- 他の国の高校生たちと交流（対面・オンライン）する。

(2)　県立高校での母語(継承語)教育の推進

- 外国につながる高校生が母語(継承語)や母文化に触れ、学ぶ機会を作る。
- 実施にあたっては、日本で育った外国につながる若者や留学生などの参画を図る（検討する？）。

※　運用上の留意点：モデル校での先行実施

実施にあたっては、学校現場の負担に配慮しつつ、持続可能な形で本取組を推進するため、すべての県立高校に一律に導入するのではなく、まずは外国につながる生徒が多い学校や、異文化教育・多文化共生に関する取組を進めている学校などをモデル校として選定し、先行的に実施する。そして、モデル校での成果や課題を検証した上で、効果的な実施方法を整理し、将来的に他校への展開を検討する。

［提言理由］

(1)　県立高校における「異文化教育」講座の設置の必要性

・　神奈川県には、以前より日本にルーツを持つ県民だけでなく、外国籍県民や外国につながる県民が多く暮らしている。学校現場においても、異なる文化的背景を持つ生徒が共に学ぶ機会は今後さらに増えていくと考えられる。

・　多文化共生社会を実現していくためには、外国につながる生徒が日本の言葉や文化を学ぶだけではなく、日本にルーツを持つ生徒を含むすべての生徒が、互いの文化、価値観、生活背景を理解し、違いを認めながら共に生きる力を身につけることが重要である。現在、外国籍県民や外国につながる生徒は、来日後、日本語や学校文化を学ぶ機会に多く接している。一方で、日本にルーツを持つ生徒は、自ら関心を持って行動しない限り、異文化について体系的に学び、多様な背景を持つ人々と対話する機会が十分にあるとは言い難い。そのため、異文化理解を一部の関心のある生徒だけの学びにとどめるのではなく、学校教育の中でより多くの生徒に保障していく必要がある。

・　県教育委員会においても、国際教育の積極的な推進が基本的な考え方として示されており、グローバル教育研究推進校などでは、国際理解、他者との協働、多様な価値観の尊重、主体的に考える力の育成などに関する取組が進められている。これらの取組は、異文化教育の必要性がすでに

教育現場で認識されていることを示すものである。

・　しかし、現状ではグローバル教育研究推進校など一部の学校での実施に留まりやすく、すべての県立高校生が異文化を学ぶ機会を十分に得られているとはいえない。そこで、既存のグローバル教育の成果を生かしながら、県立高校において異文化教育をさらに普及・拡大することが必要である。

(2)　県立高校での母語(継承語)教育の推進の必要性について

・　日本で生まれた子どもたちや、来日後日本での暮らしを続ける子どもたちが、成長の過程で母語(継承語)授業を通して母語・母文化に触れることは、自分のアイデンティティの確立の一助となる。このため、母語や母文化を学ぶ機会を学校教育や地域活動の中で保障することはとても大切である。

・　既存の取組として、神奈川県の一部の高等学校では第２外国語の授業が行われている。生徒の成長を促すためには、「外国語」として学ぶだけではなく、「母語・継承語」として学ぶ機会として捉え、第２外国語の授業を行う際にもその学校に通う生徒たちや地域の現状に合わせて言語を検討したり、外国につながる生徒が多い高校でも母語（継承語）を学べる環境が必要である。

・　また、日本で育った外国につながる若者や留学生などがボランティアや補助的な役割で授業に関わることで、高校生が自分の将来を考える上でのモデルケースと出会う場としての意味も持つようになる。教える側として活躍する場があるということは、進路選択の可能性も広がることにつながる。

・　さらに、ともに学ぶ日本人の生徒たちにとっても、外国につながる生徒が自分の文化や言葉、ルーツを学び、自身のアイデンティティについて考える様子に身近に触れることで、外国の文化を尊重できるようになる。

・　高校生は卒業後、進学、就職、地域社会への参加を通じて、多様な文化的背景を持つ人々と関わることになる。社会人になる前の段階で、異文化を

知識として学ぶだけでなく、相手の立場を想像し、対話し、協働する経験を積むことは、将来の多文化共生社会を支える基礎的な力となる。

(3)　県立高校において本提案を受け入れる必要性について

・　近年の社会状況を踏まえると、多文化共生社会の実現に向けた教育の重要性は一層高まっており、県立高校においてもその役割を果たすことが求められている。本提案である「異文化教育」及び「母語(継承語)教育」は、異なる文化的背景を持つ人々とともに生きるための基礎的な資質・能力を育成するものであり、今後の社会において必要不可欠な教育内容である。また、生徒が在学中に多様な価値観や文化に触れる機会を確保することは、将来の進路選択や社会参画の幅を広げることにもつながる。これらの観点から、本提案は県立高校において積極的に受け入れられる必要がある。

提言３　外国につながる生徒の進路保障に向けた県立高校の在県外国人等特別募集枠の拡大や支援の促進

・「在県外国人等特別募集枠」について、設置する県立高校や募集人数を増やす。
・進路保障に向けた取組を進める。

[具体的な内容]

・神奈川県の「在県外国人等特別募集」（以下、「在県枠」という。）の募集枠を増やし、外国につながる生徒の学習機会を保障する。
・外国につながる生徒の進路保障に向けた支援を促進する。

[提言理由]

・神奈川県では、外国につながる生徒を対象に入試科目を設定し、入学後も学習などの支援をする入試制度として、「在県枠」を設けている。
・この「在県枠」の出願資格については、2022（令和４）年度以降の入学者選抜から、入国後の在留期間要件が３年以内から６年以内に変更されたことで、対象者が拡大された。
・総務省による、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査を見てみると、対象となる神奈川県在住の外国につながりのある児童・生徒は毎年増えており、日本語指導を必要とする生徒も増えている。このような実態にあわせて学習機会を保障するためには、県立高校の「在県枠」を拡大する必要がある。
・ヒアリングにより、県の教育委員会では、外国につながる子どもが増加している状況から、必要性を認識し、現状に合わせて枠を増やしてきたことが確認できた。実際に、2026（令和８）年度入試では、「在県枠」を設置する学校として新たに磯子工業高校を加え、全体で50名分を増枠している。さらに、今後も外国につながりのある子どもの増加と合わせて、「在県枠」の拡大

を検討する意向があることも確認している。「在県枠」の拡大により、教員、強いては教育委員会の負担が増大することは理解するものの、外国につながりのある子どもは年々増えており、日本の制度や、生活ルールなどを学ぶことも求められているため、外国につながりのある子どもたちも、日本人と同様に生活し、進路選択をできるよう、対応をお願いしたい。

・　また、来日後すぐに高校に進学できない生徒は、９年間の義務教育を受けられる期間が終了しているので、学びの場としてフリースクールで１年間高校受験のための勉強をして、現役の中学３年生の生徒と一緒に受験せざるを得ない場合もある。

・　今後も外国につながる子どもが増えていくなかで、多様な選択肢の中から進路を選択できるために、「在県枠」の募集枠の拡大以外にも、進路保障に向けた取組を促進してほしい。

提言４　外国運転免許切替手続における円滑化に向けた取組

- 書類審査や筆記試験の予約の方法を見直して、予約を取りやすくする。
- 手続期間を短くしたり、手続を円滑にする。

[具体的な内容]

- 近年、外国運転免許切替手続の申請が増加する中で、申請から受験までの手続に時間を要する状況が見受けられる。こうした状況を踏まえ、運転免許試験場の体制を改善し、利用者の利便性向上と円滑な制度運用を図る。
- 書類審査及び筆記試験における予約方法の見直し

  外国運転免許切替手続（外免切替）における書類審査及び筆記試験の予約について、インターネット予約システムの導入を含めて見直しを検討し、予約受付に係る利便性の向上や混雑の緩和及び解消につなげる。
- 手続の円滑化に向けた取組の推進

  県内の実情や現場の課題を踏まえ、人員配置や業務運用の工夫、試験体制の見直しなどについて検討・実施を行い、手続期間の短縮や円滑化を進める。

  あわせて、必要に応じて、県警本部及び関係機関において、現場の状況を共有し、より利用しやすい手続環境の実現に向けた取組を進める。

[提言理由]

- 外国籍県民が増加しているほか、神奈川県版ライドシェア「かなライド」の取組も始まり、運転手不足への対応などを背景に、外国運転免許切替手続の需要は今後も増加することが見込まれる。
- 一方で、予約の取りづらさや待機期間の長期化（通常でも２～３か月）により、その間は運転免許が必要な職業に就けないなど就労面での影響のほか、車が必要な場面での日常生活においても支障が出ている外国籍県民も見受けられる。
- 国においては、外免切替が厳格化されたが、厳格化するだけではなく、こう

した状況の改善も行うべきであると考える。

・　こうした状況は、外国籍県民の生活環境の向上や多文化共生の推進という観点からも重要な課題であり、関係機関が無理のない形で改善を図っていくことが望まれる。

・　現場の実情を踏まえた運用面での工夫を進めることで、利用者・実施側双方にとってより円滑な手続につながることを期待し、本提言を行う。

提言５　外国籍県民の「安心できる老後」を支える環境整備

- 高齢者向けに、介護などの制度を多言語で説明するガイドを作る。
- 自治体や介護施設の職員向けに、ガイドを使ったセミナーを実施する。

[具体的な内容]

- 外国人にもわかりやすい多言語のガイドを作成し周知することで、誰もが介護などの制度を理解できるようにする。
- また、作成したガイドを活用して、行政や施設で高齢者介護に従事する職員向けに外国人高齢者が活用できる制度（医療や障がい者支援含む）を知り、必要な支援などについて考える入門的な内容のセミナーを併せて実施する。
- 外国人の状況や文化といった背景もセミナーに含めることで、外国人高齢者が「安心できる老後」を過ごすための情報を得られる環境を直接的に・間接的に整備する。

[提言理由]

- 総務省による住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査を見てみると、60歳以上の高齢者だけでなく、親の介護に直面する 40歳以上の外国籍県民も増えている。
- 日本で育った人であれば、「なんとなく」知るようになる日本の介護制度は、高齢者やその家族が安心して暮らしていくうえで必要であるにもかかわらず、文化的・制度的な背景が異なる私たち外国籍県民にとって、非常に複雑に感じられ、理解することが難しい。
- 一方で、介護制度に関連する、社会保険料については、適切な時期に納付しているかどうかが、永住許可の申請に影響する可能性があると考えられている。
- また、介護制度の情報を得ることは、「安心できる老後」を見据え、外国籍

県民が人生のプランニングをし、情報をもとに適切な判断をするためにも必要となる。国や一部の自治体では、すでに、介護制度に関する概要的な内容の説明資料が作成されているが、地域で暮らす外国人高齢者にとって必要な、神奈川県内のサービスに関する情報（「介護情報サービスかながわ」、「介護サービス情報公表システム」など）が得られる内容とはなっていない。神奈川県内に暮らし、制度を理解していない人、そもそも制度について知らない人が、どうやって支援を受けられるのかについて分かるガイドを作成することで、理解を図る必要がある。

- さらに、「安心できる老後」を実現するためには、受益者である個人が情報を求めるだけではなく、行政や施設等サービス提供側の取組も必要となる。行政や施設で高齢者介護に従事する職員を対象に、セミナーを実施することで、高齢者に係る制度について知ってもらうための環境を整備する必要がある。

＜参考情報＞

- 認知症456「やさしい日本語版」：

  https://www.knsyk.jp/gallery/article/20260828_1

提言６　AI技術を活用した日本語教育の最適化及び外国人材の地域定着に向けた具体的解決策の実施

- 日本語教育にAI技術を活用する。
- 日本語学習の分析結果を県の施策に活かす。

[具体的な内容]

(1)　日本語教育におけるAI技術の導入

- 将来的な人口減少を見据えるとともに、地域の国際化の担い手とするため、神奈川県における外国人材の早期育成と地域への定着を促進することを目的に、日本語教育分野へAI技術を積極的に導入することで、効率的に日本語を学習できるようにする。
- また、学習効果を飛躍的に高めるために、個別の日本語学習の最適化（パーソナライズ学習）に、AIを活用し、個々の進捗や目的に合わせた学習内容を提供し、進捗を正確に管理する。

＜取組の案＞

- 介護職員には「医療用語や高齢者とのコミュニケーション」を多めに配分し、ITエンジニアには「技術用語やビジネスメールの書き方」を優先的に学習させるなど、職業に直結したカリキュラムをAIが自動構築する。

(2)　施策への活用

- 学習者の上達状況や学習進捗など、AIによる分析結果を、日本語教育に係る県の施策に直接活用する。

＜取組の案＞

- AIのダッシュボード分析により「特定の国籍の学習者の多くが敬語の習得に苦戦している」というデータが得られた場合、県がその結果に基づいて「週末の敬語集中セミナー」を企画するなど、データドリブン（データに基づく）な的確な支援策を展開する。

(3)　取組の波及

・　将来的には、本取組を先進的なモデルケースとし、実施後の成果や運用事例を庁内で広く共有することで、将来的には日本語教育以外の県行政業務全般へのAI技術導入の波及を図る。

※　運用上の留意点：人を前提としたシステム

この提言では、AIを人による教育を補完する、課題解決のための強力な「手段」であると捉え、あくまで「人を前提としたシステム」にAI技術を活用することを目的としている。

AIのみで構築するシステムと異なり、人を前提としたシステムには、雇用機会の創出により地域経済を活性化させたり、社会的交流を生み出し、住民のメンタルヘルスと地域社会の帰属意識の向上につなげるなどの効果が期待できる。

そのため、運用にあたっては、AIへの過度な依存を防ぐため、支援者（人間）が文化的背景や感情的なニュアンスを含めた「判断」と「検証」、AIの誤りがあれば支援者が修正する「改善」のサイクルを組み込むことを大前提とする。

[提言理由]

・　提案の背景には、神奈川県の人口減少・労働力不足の解消と、AI技術を有効に活用できた事例がある。

・　本県では 2040年までに生産年齢人口の急減が予測され、介護や物流などの主要産業において外国人材が不可欠となるなど、労働力確保が課題となっている。彼らの早期活躍と地域定着の鍵となる「日本語教育」へのAI導入は、教育プロセスを大幅に効率化する切り札となる。

・　AI活用の実践として、他分野ではあるが、県内の藤沢市・横浜市をはじめ、青森県大鰐町や北海道恵庭市など、全国の自治体ですでに AI による業務

効率化の成功事例が次々と報告されている。これらの自治体では、進捗管理や回答のパーソナライズ化、AI の回答精度の向上等による効率化を実現しており、日本語教育分野についても同様に導入の効果が期待できる。

＜参考情報＞

- 藤沢市（RAG を用いた実務課題解決）：
  https://business.ntt-east.co.jp/content/cloudsolution/municipality/case-study/case-study-fujisawa.html
- 横浜市（RAG を用いた実務課題解決）：
  https://business.ntt-east.co.jp/content/cloudsolution/municipality/case-study/case-study-yokohama.html
- 青森県大鰐町（要介護認定業務の効率化）：
  https://business.ntt-east.co.jp/case/oowanitown-government-dx.html
- 北海道恵庭市（定型業務の自動化）：
  https://business.ntt-east.co.jp/case/eniwacity-ai-ocr-rpa.html

提言７　外国籍県民の交流の促進

- 外国籍県民と日本人が交流する機会を増やす。
- 外国籍県民が地域活動へ積極的・継続的に参加しやすい環境を整える。
- 外国籍県民の孤立・不安をなくす取組をすすめる。

［具体的な内容］

(1)　多文化交流機会の拡充

- 異なる文化や価値観を持つ外国籍県民と日本人が交流する機会を増やすことで、相互理解を促進する。
- また、交流に実効性をもたせるため、イベントでは、外国籍県民を単に参加者として招くだけではなく、イベントの企画や運営にも主体的に関わることができるようにする。このことは、地域への愛着や主体性を高め、外国籍県民と日本人が一緒に地域をつくっていくことにもつながる。
- さらに、イベントをきっかけとして、その後も参加者同士が交流できる機会やコミュニティをつくり、継続的・安定的な実施の基盤固めをする。

＜取組の案＞

- 「川崎ベトナム・サマーフェス 2026 in 富士見公園」のような、外国籍県民が主体的に企画・運営に関わり、外国籍県民と日本人が一緒に参加し、文化や食、音楽などを通して交流するイベントを実施する。
- 既存の夏祭りなどの日本文化、言語交換や地域活動、音楽、スポーツなどの趣味を活かした交流や参加型のイベントを実施し、外国人や日本人に参加を促す。イベント終了時には県からのお知らせなどの情報を共有し、多文化交流を通して県政情報を得る機会とする。
- 高齢者と若年層の交流として、「昔話を聞く会」や、日本の地域や流行を知る交流として、「ふるさとの紹介」、「日本語のスラングや方言を使ってみよう」など、幅広いテーマでの交流機会の充実を図る。

(2)　外国籍県民の孤立・不安の解消に向けた取組の促進

・　外国籍県民が自分の感情や経験を共有し、互いに支え合うことで心理的なサポートにつながる取組（互助会）を促進する。

・　例えば、すでに心理サポートをしている場所（外国人向けに「こころのそうだん」を実施しているあーすぷらざなど）で、国籍や言語などを限定しない、定期的な自助活動を実施することにより、お互いを支える交流コミュニティとして機能させ、メンタルヘルス対策の一助とする。

［提言理由］

・　異なる文化や価値観を知ることで、相互の誤解や偏見を減らすことができ、お互いを尊重する意識を高めることができる。

・　外国籍県民の中には、言語や文化の違いから地域で孤立しメンタルヘルスの問題を抱える人もいる。実際に、令和７年度の出入国在留管理庁の調査では、孤独であると感じることが「しばしば・常にある」と答えた外国人は 5.7%、「ときどきある」と答えた外国人は 19.8%であるとわかった。交流を促進することで、安心して相談できる関係を築くことができ、孤独や不安感の解消につながる。

・　神奈川県では、留学生など神奈川に親しみを持つ国内外の外国人や、その人たちを支える人々の集まりである「かながわ国際ファンクラブ」を運営し、情報発信や交流会を実施しているものの、元々関心のある方の参加が多く見受けられるため、外国籍県民や日本人の参加をさらに促す必要がある。

・　そうすることで、多様な文化が交わり、新しいアイディアやイベントが生まれるきっかけとなり、地域の活性化につながる。

・　国際的な視点を持つ人材の活躍も期待できる。

・　これからの社会では、多文化共生は避けて通れない。交流の機会を増やすことは、互いに支え合いながら暮らせる、持続可能な地域社会づくりの基盤となる。

提言８　かながわ多文化共生防災パートナーシップ会議の創設

・　災害時の自助活動をすすめるために、災害のないときからネットワークを作り、定期的に情報を共有したり、訓練をする。

[具体的な内容]

・　平時から、官民・国籍横断のネットワークを構築することで、災害時に外国人コミュニティ等関連団体の自助活動を促進することを目指す。

・　神奈川県内の外国籍県民への災害時支援を円滑化するため、県の災害多言語支援センターに加え、各種団体（外国人コミュニティ、大使館、国際交流協会、民間企業、NPO など）が参画する多層的な連携体制を整える。

・　また、定期的に情報共有の訓練を行うほか、団体の取組を把握する。

＜取組の案＞

・　県が主導し、次のような機能を持つ「かながわ多文化共生防災パートナーシップ会議」を設置し、有事に備えてネットワークを構築する。

(1)　平時（年間１～２回）

- 加盟団体情報のリスト化
- 加盟団体間の情報共有、県からの防災情報・制度説明
- 外国人コミュニティとの関係維持

(2)　災害時

情報伝達ラインの一斉起動のための仕組みによる対応

- 各団体に状況把握（被害・行方不明・支援ニーズ）を依頼
- 外国人コミュニティにおける物資・人的支援の相談窓口の一本化
- 団体から外国籍県民への「情報」伝達
- 市町村による外国人コミュニティの避難行動支援

(3)　災害後（復旧期）

- 団体からの課題の吸い上げ
- 各外国籍県民のフォローアップ

［提言理由］

・　大規模災害では、市町村や個々の団体だけでは、外国籍住民への情報伝達や支援の受入れに限界がある。

・　また、災害時に外国籍県民を含め地域全体の自助力を高めるためには、外国人コミュニティ、大使館、企業、NPO などと平時からつながり、情報共有や訓練を行う広域的な仕組みが必要である。

・　したがって、県が中心となって平時から官民・国籍横断のネットワークを構築し、災害時の支援を円滑化する体制を整える必要がある。

(3) 情報部会の提言

提言９　既存資料を活用した情報流通経路の改善

- 外国につながる子どもの保護者に向けて進学情報をわかりやすく伝える仕組みを作る。
- 基本的な生活ルール、医療、災害に関する情報を知らせていくことをすすめる。

[具体的な内容]

(1) 外国人生徒の保護者のための高校受験情報の発信

- 高校受験の情報は、特に、中学１年生の早い段階から、少しずつ説明していくことが大切である。NPO などの既存の資料を活用し、外国人保護者に、高校受験の流れや仕組み、必要な準備について、やさしい日本語や図を使って分かりやすく伝える仕組みを作る。

＜取組の案＞

- 進学情報については、保護者が必要な時期に継続的に情報を得られることが重要である。そのため、子どもの進学準備が具体化するよりも前の時期から、保護者が情報を得られるように、今ある資料を活用するとともに、かながわ国際交流財団の情報発信ツール（「INFO KANAGAWA」）や外国人保護者向けの SNS による情報発信も併せて活用し、継続的に更新することで、高校進学の情報を必要な保護者へ確実に届ける。
- 中学生の保護者に必要な情報が確実に届くよう、県と市町村の中学校が連携し、情報を届ける体制を強化する。
- また、県高校教育課が中学３年生などの保護者を対象に県内６か所で実施する説明会（「日本語を母語としない人のための高校進学ガイダンス」）については、毎回予約枠が満員となり、キャンセル待ちが発生しているため、必要とするすべての希望者が参加できるよう、開催回数や定員の拡充を進めるなど、県で十分な機会を確保する。

・ 外国人コミュニティでは、Facebook などの SNS を通じて生活情報や進学情報を共有することが多いため、県ホームページ上で既存資料をリンクするほか、外国人保護者向けの説明動画や SNS 情報も併せて掲載し、必要な情報へアクセスしやすい環境づくりを進める。

・ 現在は「就学」、「教育」、「子育て」など関連する情報が所管課ごとに分かれており、外国人保護者が必要な情報にたどり着くまでに時間がかかることがある。また、多言語ページへの入口が分かりにくく、翻訳資料の掲載場所が見つけにくい。そのため、外国人保護者向けの情報を一つのページに集約し、入学関連情報、就学援助、日本語教室、相談窓口などへ QR コードやリンクから簡単にアクセスできるよう改善する。

(2) 外国籍県民に対する生活ルールなどの情報発信の充実

・ 生活オリエンテーションや医療・災害に関する情報は、外国籍県民が地域に馴染み、安心して安全に暮らしていくために必要不可欠である。

そこで、多様な機会を捉えて、既存の情報資源を活用し、基本的な生活ルールとあわせて、医療及び防災情報の周知を促進する。

＜取組の案＞

・ 県が関わる機会を捉えて、生活オリエンテーションの実施や紙媒体（ちらし）による広報により、生活ルールなどの周知を促進する。

ア 県主催の既存の事業（専門家による日本語講座、県営住宅の説明会等）や県と関わりがある中小企業の団体を通じて、外国籍県民を対象にした生活オリエンテーションを実施する。

イ 県が主体となって、生活オリエンテーションのちらしや既存の資料を、市町村、コミュニティセンター、国際交流協会などに対して送付する。

・ 行政の手続きの間などに見ることができるよう、窓口の待合室で出入国在留管理庁の生活オリエンテーション動画を流す。

・　外国籍県民が情報を得るウェブサイトは様々であるため、ホームページでは、県と国際交流協会のページを相互リンクする。

・　オンライン上の情報は、多言語化し適宜アップデートするとともに、AI などの技術も活用しながら、動画では、多言語翻訳（字幕）の表示を設定するなど、外国籍県民にも伝わりやすくなるよう工夫する。

［提言理由］

(1)　外国人生徒の保護者のための高校受験情報の発信の必要性について

・　外国籍の保護者は、日本人保護者にとって自明とされる日本の学校文化についての知識が乏しいため、日本の教育制度や進学情報に関して必要な情報に到達しにくいという問題に直面している。

・　実際に、私たち委員も、日本の高校受験を経験していないため、保護者として高校受験を経験した際、「内申点」や「評定」など、多くの言葉がわからなかった。また、３年生の成績がより大きく評価されることも知らなかった。このようなことは、早く知っておかないと間に合わない、大切な情報である。

・　学校の説明は生徒向けが中心になることが多く、子どもが十分に理解できない場合、保護者に情報がうまく伝わらないことがある。その結果、受験の準備や時期が分からず、不安になる家庭もある。

・　早い段階から分かりやすく情報を伝えることで、保護者が安心して子どもの進路を支えることができる。

(2)　外国籍県民に対する生活ルールなどの情報発信の充実の必要性について

・　外国籍県民が地域で安定した生活を営むためには、医療、教育、防災、行政手続、地域の生活ルールなどに関する情報を、適切な時期に、理解可能な形で得られる環境が不可欠である。しかしながら、必要な制度や支援策

が存在しているにもかかわらず、言語の壁や情報入手経路の違いなどにより、十分に活用されていない状況が見受けられる。

・　また、生活オリエンテーションの実施については、県が生活ルールに関する冊子を作成したり、初心者向け日本語講座の中に組み込む予定であるほか、既に取り組んでいる市町村もある一方で、実施の有無や内容、提供方法に差があり、地域間で支援水準にばらつきが生じている。結果として、有益な情報があっても必要とする外国籍県民に届かないという課題が指摘されている。

・　さらに、来日間もない外国籍県民と長期在住者とでは直面する課題が異なり、世代や家族構成によっても、必要な支援内容は変化する。このため、一律の情報提供ではなく、対象者の状況に応じた、きめ細やかな対応が求められている。

・　こうした状況を踏まえ、外国籍県民が地域社会の一員として安心して生活し、能力を十分に発揮できる環境を整備するためには、生活に必要な基礎的情報を、体系的かつ継続的に提供する仕組みの構築が急務である。

２　会議開催状況

回	開催日	議題
1	2025年１月19日（日曜）	・前期委員長の講話 ・委員自己紹介 ・オリエンテーション ・委員長・副委員長の選出
2	2025年３月15日（土曜）	・提言構想メモの発表から県による取組までの流れの説明 ・外国籍県民かながわ会議による提言の実現例紹介 ・提言構想メモの発表
3	2025年６月８日（日曜）	・提言構想メモの修正版の発表 ・提言構想メモに関係する参考情報の共有 ・部会分けについて
4	2025年８月24日（日曜）	・部会分けの説明 ・全体会議
5	2025年９月28日（日曜）	・全体会議（前回の欠席者より提言構想メモの修正事項の説明） ・部会別協議 ・全体会議（部会別協議の結果共有）
6	2025年11月２日（日曜）	・全体会議（新しい委員による提言構想メモの発表） ・部会別協議 ・全体会議（部会別協議の結果共有）
7	2025年12月21日（日曜）	・全体会議（懇話会委員による講義、懇話会委員への意見聴取）

回	開催日	議題
8	2026年１月17日（土曜）	・部会別協議（提言素案に関する協議） ・全体会議（オープン会議の実施内容に関する協議）
9	2026年３月８日（日曜）	・提言素案に関する説明（生活向上部会、情報部会） ・参加者からの質問、意見交換
10	2026年４月26日（日曜）	・グループ別協議（提言素案に関する協議）
11	2026年６月28日（日曜）	・全体協議（提言素案に関する協議、最終報告書の構成と副題の協議、提言項目の決定）
12	2026年８月２日（日曜）	（かながわ国際施策推進懇話会との合同会議） ・外国籍県民かながわ会議の提言に関する意見交換 ・多文化共生を集中的に広報する期間について（外国籍県民かながわ会議（単独会議）） ・最終報告の整理、発表準備等
13	2026年10月３日（土曜）	・全体会議（最終報告書案に関する協議）
14	2026年11月１日（日曜）	・全体会議（最終報告書案に関する協議）

３　参考資料

・県内外国人数の推移（2026年１月１日現在）

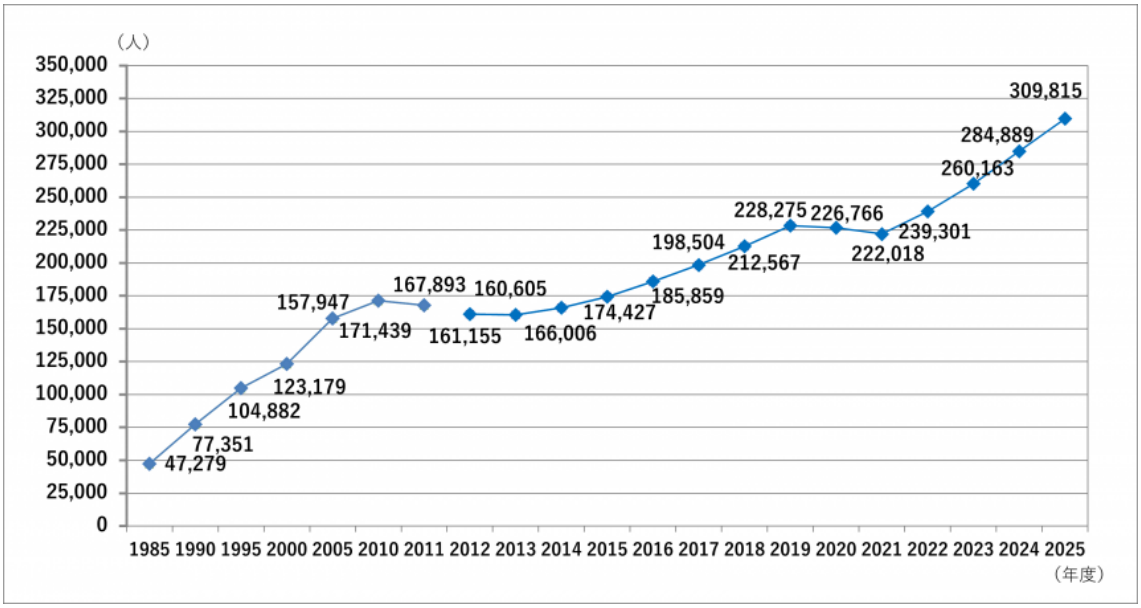
この調査結果は、2026年１月１日現在の住民基本台帳上の外国人数について、県内市町村に対して調査した結果を集計したものです。

①総数及び推移

・2026年１月１日現在の本県の住民基本台帳上の外国人数：309,815人

・県民(9,188,377人)の約30人に１人が外国籍県民

・県民比率：3.4%



※　2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は１月１日現在のデータ）

※　住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、2011(平成23)年以前のデータと単純に比較することはできません。

②国・地域別の状況

・県内外国人の国・地域数：178。

・中国が 84,921人で全体の 27.4%を占め、以下、ベトナム、フィリピン、韓国、ネパールと続いている。

		2021年度 (2022.1.1)	2022年度 (2023.1.1)	2023年度 (2024.1.1)	2024年度 (2025.1.1)	2025年度 (2026.1.1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	68,445	70,390	74,592	79,248	84,921
	構成比(%)	30.8	29.4	28.7	27.8	27.4
2位	国・地域	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム
	外国人数(人)	26,478	29,203	34,186	39,479	43,485
	構成比(%)	11.9	12.2	13.1	13.9	14.0
3位	国・地域	韓国	韓国	韓国	韓国	フィリピン
	外国人数(人)	26,225	26,733	26,770	26,847	27,627
	構成比(%)	11.8	11.2	10.3	9.4	8.9
4位	国・地域	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	韓国
	外国人数(人)	22,960	24,358	25,574	26,673	26,896
	構成比(%)	10.3	10.2	9.8	9.4	8.7
5位	国・地域	ブラジル	ネパール	ネパール	ネパール	ネパール
	外国人数(人)	8,410	9,564	11,928	15,544	19,404
	構成比(%)	3.8	4.0	4.6	5.5	6.3

※　2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいましたが、2013年度調査から別に集計しています（新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となりました）。

※　2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していましたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計しています。

市(区)町村別主要国・地域別外国人数（２０２６（令和８年）年１月１日現在）

国・地域数178

	全合計	中国	ﾍﾞﾄﾅﾑ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	韓国	ﾈﾊﾟｰﾙ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ﾐｬﾝﾏｰ	ﾌﾞﾗｼﾞﾙ	ｽﾘﾗﾝｶ	ｲﾝﾄﾞ	米国	台湾	ﾍﾟﾙｰ	その他165
県合計	309,815	84,921	43,485	27,627	26,896	19,404	14,038	9,498	8,994	8,916	7,226	7,027	6,372	6,136	39,275
横浜市	137,800	48,566	14,859	9,800	12,413	10,507	5,099	4,226	2,752	2,168	3,682	2,992	3,367	1,298	16,071
鶴見区	18,370	6,101	2,307	1,592	1,334	1,834	569	515	1,226	222	295	131	298	425	1,521
神奈川区	10,828	3,567	1,148	547	1,024	1,571	328	424	101	176	162	230	249	46	1,255
西区	6,706	2,513	421	214	703	991	101	245	42	115	73	190	234	30	834
中区	19,664	10,265	818	808	1,876	1,593	141	259	106	108	277	629	788	45	1,951
南区	14,553	7,567	1,096	1,125	1,290	809	252	310	72	265	79	136	347	49	1,156
港南区	3,843	1,240	528	406	468	182	173	115	37	29	53	90	87	21	414
保土ヶ谷区	7,488	2,418	854	522	662	823	266	346	84	176	149	120	153	19	896
旭区	4,968	1,042	836	407	387	369	538	211	44	168	72	87	73	25	709
磯子区	6,995	3,381	613	538	506	284	215	220	109	60	135	142	121	85	586
金沢区	4,485	840	855	424	340	196	261	316	121	41	63	127	78	256	567
港北区	9,608	2,286	1,238	822	1,185	637	397	277	145	210	145	349	338	40	1,539
緑区	6,026	1,113	512	513	355	298	428	221	157	84	1,534	69	63	51	628
青葉区	6,418	1,547	648	380	696	177	436	207	82	115	345	285	156	41	1,303
都筑区	4,779	820	601	475	547	75	229	130	133	90	215	138	150	21	1,155
戸塚区	5,745	2,004	774	390	533	405	305	210	123	97	45	137	95	58	569
栄区	1,775	524	237	183	192	45	63	67	30	35	23	59	61	13	243
泉区	2,798	790	718	179	160	53	154	56	86	68	11	39	40	24	420
瀬谷区	2,751	548	655	275	155	165	243	97	54	109	6	34	36	49	325
川崎市	61,597	18,972	7,705	5,892	7,359	3,724	2,268	1,975	934	689	1,779	1,417	1,528	508	6,847
川崎区	21,679	7,476	3,354	2,270	2,783	1,243	613	563	501	182	651	106	352	309	1,276
幸区	7,864	2,805	813	649	853	988	207	282	44	46	192	81	228	68	608
中原区	7,930	2,402	684	621	1,118	480	226	208	59	63	179	316	338	32	1,204
高津区	7,069	1,779	798	786	837	358	328	215	66	100	204	295	219	32	1,052
宮前区	5,691	1,247	698	677	664	168	356	240	92	102	128	243	148	31	897
多摩区	7,048	1,908	1,019	650	680	392	316	321	101	132	146	217	140	20	1,006
麻生区	4,316	1,355	339	239	424	95	222	146	71	64	279	159	103	16	804
相模原市	22,138	4,814	4,355	2,372	1,660	1,125	1,363	582	369	367	738	393	318	289	3,393
緑区	4,587	817	1,195	425	329	304	277	175	77	60	23	72	68	37	728
中央区	8,747	1,921	1,833	1,201	616	357	545	223	173	110	138	120	98	147	1,265
南区	8,804	2,076	1,327	746	715	464	541	184	119	197	577	201	152	105	1,400
横須賀市	8,108	833	1,037	1,926	695	451	645	397	264	61	44	580	126	253	796
平塚市	6,795	1,121	1,164	955	395	202	331	126	682	98	46	90	71	193	1,321
鎌倉市	2,163	370	134	98	297	66	116	68	33	15	14	252	68	7	625
藤沢市	9,262	1,650	1,277	515	820	215	581	398	546	878	92	268	148	436	1,438
小田原市	4,035	434	764	725	311	508	302	225	112	98	47	52	42	54	361
茅ヶ崎市	2,843	501	376	249	314	130	144	90	101	104	33	139	82	42	538
逗子市	687	61	41	54	118	25	8	14	6	1	7	122	16	4	210
三浦市	659	31	124	56	26	14	215	57	6	2	2	35	8	4	79
秦野市	5,089	1,070	918	303	231	308	328	112	459	45	81	35	56	331	812
厚木市	10,920	1,596	2,720	896	394	288	502	213	454	1,406	222	50	94	688	1,397
大和市	9,337	1,692	1,832	1,024	678	579	462	219	319	232	75	127	138	674	1,286
伊勢原市	3,575	523	1,105	384	129	131	289	75	254	75	60	28	36	70	416
海老名市	4,064	772	675	299	268	204	185	109	190	346	170	99	45	101	601
座間市	4,505	707	817	658	277	95	175	90	152	404	65	112	49	167	737
南足柄市	751	175	140	83	30	30	55	39	96	22	2	13	7	6	53
綾瀬市	5,564	314	1,648	220	140	32	243	97	587	1,157	16	39	25	199	847
葉山町	333	13	12	14	47	5	6	3	3	10	4	87	1	6	122
寒川町	1,385	75	373	122	51	30	152	63	114	161	4	7	14	41	178
大磯町	292	39	27	38	21	3	12	11	11	29	1	27	11	2	60
二宮町	380	48	47	35	19	44	54	14	22	6	1	11	3	8	68
中井町	470	18	126	227	6	0	10	3	24	0	0	2	0	27	27
大井町	231	55	55	18	13	7	26	17	7	4	0	2	4	1	22
松田町	206	42	53	31	10	12	24	4	8	1	2	4	1	0	14
山北町	151	30	59	14	9	2	4	4	2	4	0	5	0	1	17
開成町	245	45	62	18	17	9	18	26	25	6	0	2	3	4	10
箱根町	1,387	111	183	67	54	425	152	157	6	20	17	7	95	4	89
真鶴町	87	29	4	10	8	3	5	0	2	5	1	3	1	0	16
湯河原町	726	78	154	58	60	143	29	54	8	8	7	17	8	44	58
愛川町	3,926	134	620	456	26	87	198	30	445	466	14	6	5	674	765
清川村	104	2	19	10	0	0	37	0	1	28	0	4	2	0	1

神奈川県文化スポーツ観光局国際課調べ

※本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されているの外国人の数の集計値です。

県内国・地域別外国人数（2026（令和８年）１月１日現在）

全合計	309,815								
アジア	**268,797**	**ヨーロッパ**	**9,919**	ウクライナ	397	マリ	94	メキシコ	392
アフガニスタン	97	アルバニア	9	ウズベキスタン	471	モーリタニア	3	ニカラグア	17
アラブ首長国連邦	18	オーストリア	89	バチカン	0	モロッコ	85	パナマ	11
ミャンマー	9,498	ベルギー	117	アルメニア	5	マラウイ	29	セントルシア	1
バーレーン	1	ブルガリア	48	アゼルバイジャン	14	モーリシャス	17	セントビンセント	1
ブータン	25	ベラルーシ	53	アンドラ	0	モザンビーク	7	セントクリストファー・ネービス	4
バングラデシュ	2,922	クロアチア	20	ジョージア	7	ニジェール	0	トリニダード・トバゴ	24
ブルネイ	6	チェコ	46	スロベニア	10	ナイジェリア	670	米国	7,027
カンボジア	3,060	デンマーク	58	スロバキア	32	ナミビア	4	グレナダ	1
スリランカ	8,916	エストニア	19	ボスニア・ヘルツェゴビナ	7	ルワンダ	20	アンティグア・バーブーダ	0
中国	84,921	フィンランド	79	セルビア・モンテネグロ	0	セネガル	240	**南アメリカ**	**17,513**
台湾	6,372	フランス	1,336	モンテネグロ	0	シエラレオネ	9	アルゼンチン	717
キプロス	5	ドイツ	1,317	セルビア	25	ソマリア	6	ボリビア	844
東ティモール	6	ギリシャ	44	コソボ共和国	3	スーダン	31	ブラジル	8,994
インド	7,226	ハンガリー	97	**アフリカ**	**3,260**	エスワティニ	3	チリ	106
インドネシア	14,038	アイスランド	4	アルジェリア	26	サントメ・プリンシペ	1	コロンビア	331
イラン	595	アイルランド	111	ブルンジ	3	セーシェル	0	エクアドル	54
イラク	12	イタリア	537	ボツワナ	9	タンザニア	235	ガイアナ	2
イスラエル	48	キルギス	82	カメルーン	115	トーゴ	5	パラグアイ	280
ヨルダン	22	カザフスタン	91	中央アフリカ	3	チュニジア	131	ペルー	6,136
韓国	26,896	リヒテンシュタイン	1	チャド	0	ウガンダ	82	スリナム	0
朝鮮	1,206	ルクセンブルク	6	コンゴ共和国	10	南アフリカ共和国	151	ウルグアイ	11
クウェート	1	ラトビア	15	コンゴ民主共和国	81	エジプト	150	ベネズエラ	38
ラオス	1,208	リトアニア	29	カーボベルデ	2	ブルキナファソ	31	**オセアニア**	**1,154**
レバノン	15	モナコ	0	コモロ	0	サンビア	11	オーストラリア	816
マレーシア	1,428	マルタ	2	ベナン	29	ジンバブエ	109	フィジー	28
モンゴル	1,948	モルドバ	22	ジブチ	0	アンゴラ	8	キリバス	0
オマーン	3	北マケドニア	4	エチオピア	95	南スーダン共和国	15	マーシャル	0
モルディブ	5	オランダ	165	赤道ギニア	0	**北アメリカ**	**9,000**	ミクロネシア	8
ネパール	19,404	ノルウェー	73	エリトリア	5	バルバドス	4	ニュージーランド	251
パキスタン	1,807	ポーランド	202	ガボン	2	バハマ	4	ナウル	0
フィリピン	27,627	ポルトガル	77	ガーナ	498	ベリーズ	2	パプアニューギニア	5
カタール	0	ルーマニア	246	ギニア	56	カナダ	1,060	パラオ	4
サウジアラビア	34	ロシア	1,275	カンビア	13	コスタリカ	33	ソロモン	4
シリア	61	サンマリノ	2	ギニアビサウ	0	キューバ	24	トンガ	23
シンガポール	370	スペイン	364	コートジボワール	39	ドミニカ共和国	192	ツバル	0
タイ	5,112	スウェーデン	212	ケニア	99	ドミニカ	4	バヌアツ	11
トルコ	358	スイス	141	リベリア	8	エルサルバドル	26	サモア	4
ベトナム	43,485	トルクメニスタン	12	リビア	2	グアテマラ	22	**無国籍・その他**	**172**
イエメン	31	タジキスタン	10	レソト	1	ハイチ	6	無国籍	58
パレスチナ	10	英国	1,933	マダガスカル	17	ホンジュラス	14	経過滞在者	113
						ジャマイカ	131	国籍未定	1

※本表は県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。
※「無国籍、その他」には出生による経過滞在者も含まれています。

神奈川県文化スポーツ観光局国際課調べ

・年代別の県内外国人数

この情報は、総務省による「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」を県国際課で集計したものです。

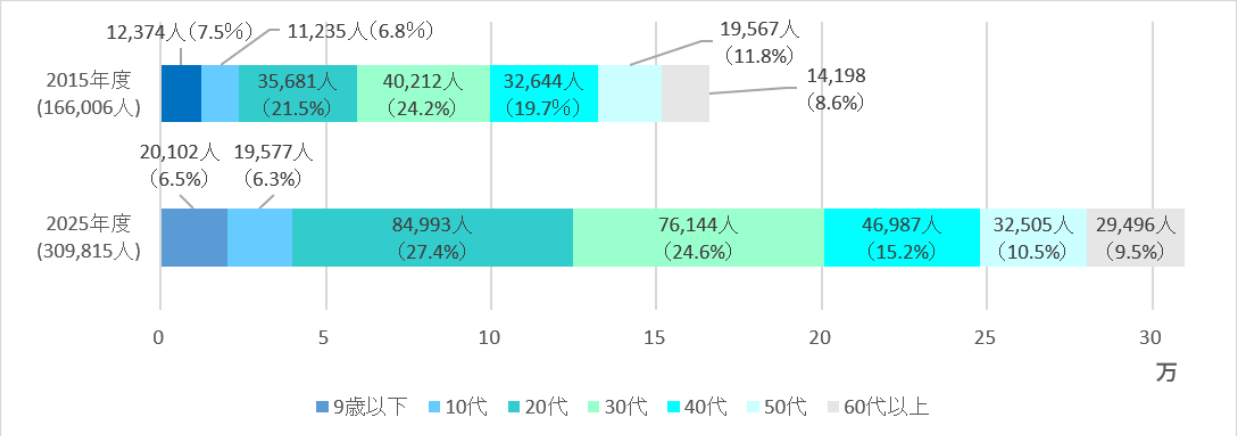
＜2015年度（2016年１月１日現在）＞

	９歳以下	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
日本人	758,965人	815,224人	935,766人	1,225,761人	1,489,127人	1,074,927人	2,650,889人
外国人	12,374人	11,235人	35,681人	40,212人	32,644人	19,567人	14,198人
総数	771,339人	826,459人	971,447人	1,265,973人	1,521,771人	1,094,494人	2,665,087人

＜2025年度（2026年１月１日現在）＞

	９歳以下	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
日本人	596,052人	763,557人	954,213人	969,187人	1,189,910人	1,469,700人	2,942,289人
外国人	20,102人	19,577人	84,993人	76,144人	46,987人	32,505人	29,496人
総数	616,154人	783,134人	1,039,206人	1,045,331人	1,236,897人	1,502,205人	2,971,785人

＜2015年度と 2025年度の比較＞



・外国籍県民かながわ会議設置要綱

（設置目的）

第１条　外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

（１）　外国籍県民に係る施策に関すること。

（２）　外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。

（３）　その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

（構成等）

第３条　外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した委員20人以内で構成する。

（１）　年齢満18歳以上である者。

（２）　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。

（３）　神奈川県内に引き続き１年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き１年以上勤務若しくは在学している者。

（４）　任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。

２　委員の任期は２年程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、１期に限り再任されることができる。

４　委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

（委員長及び副委員長）

第４条　外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定め

る。
２　委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営等）
第５条　外国籍県民会議は、委員長が招集する。
２　外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
３　外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
４　委員長は、２年程度の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

（委員の責務）
第６条　委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。
２　委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（推進体制）
第７条　知事は、第５条第４項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。
２　知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
３　外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
４　知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

（庶務）

第８条　外国籍県民会議の庶務は、神奈川県文化スポーツ観光局国際課において処理する。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成10年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成11年６月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成24年７月９日から施行する。

（経過措置）
２　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳に記録されている者については、改正後の要綱第３条第１項第２号に規定する住民基本台帳に記録されている者とみなす。

附　則
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成28年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

・外国籍県民かながわ会議運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第９条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

（開催等）

第２条　外国籍県民会議の開催回数は、１年に７回程度とする。

２　外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

（使用言語）

第３条　外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳１人を同行することができる。

（傍聴）

第４条　外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議傍聴要領」において定める。

（部会）

第５条　外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

２　部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

３　部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

（かながわ国際政策推進懇話会等との連携）

第６条　外国籍県民の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

２　外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

（解任の申出）

第７条　委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解任を申し出ることができる。

（１）　自己の都合により辞任の意思を表明したとき。
（２）　心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（３）　転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第３条第１項の要件に該当しなくなったとき。
（４）　職務上の義務違反があるとき。

（補充の申出）
第８条　委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

（委任）
第９条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附　則
１　この要綱は、平成10年11月21日から施行する。
２　平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第２条第１項中「７回程度」とあるのは、「４回程度」とする。

附　則
この要領は、平成18年12月23日から施行する。

附　則
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成22年11月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成24年７月９日から施行する。

附　則
この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

・外国籍県民かながわ会議傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

（傍聴席の区分）

第２条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の決定等）

第３条　一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、会議室の収容人数等を考慮して定めるものとする。

２　外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

３　前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴席に入場することができない者）

第４条　次の者は、傍聴席に入場することができない。

（１）　決定した傍聴人以外の者

（２）　審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第６条　傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

（秩序の維持）

第７条　委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、

又は事務局の職員に指示させることができる。

２　委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（実施細目）

第８条　この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年10月29日から施行する。

４　外国籍県民かながわ会議（第13期）委員名簿

氏名	在住・在勤地
李　周殷	横浜市
王　爽	横浜市
倉橋　ジェラルデン	横浜市
サンティステバン　オオシロ　マレナ　ルイサ	秦野市
蒋　香梅	川崎市
ストービー　ステュアート	真鶴町
ドン　フン　タオ	横浜市
バ　ジベル	横浜市
ハリソン　ジョナサン	横浜市
韓　昌熹	横浜市
松村　エレーナ	横浜市
兪　培麗	横浜市
李　方舟	川崎市
柳　晴　実	横浜市

・任期：2025（令和７）年１月19日～2026（令和８）年12月31日
・出身国等：中国４人、韓国２人、朝鮮１人、ベトナム１人、フィリピン１人、アメリカ１人、カナダ１人、ペルー１人、ロシア１人、セネガル１人

※　次の委員は任期の途中まで活動

アルテアガ　アルテアガ　タミエ　スエミ	2025（令和７）年９月８日まで
モラレス　ハイメ	2026（令和８）年３月11日まで

外国籍県民かながわ会議（第13期）最終報告

多様性を力に、安心して暮らせるかながわの未来

2026（令和８）年12月

外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県文化スポーツ観光局国際課

郵便番号　２３１－８５８８

所在地　神奈川県横浜市中区日本大通１

電　話　０４５－２８５－０５４３

ファクシミリ　０４５－２１２－２７５３

ＵＲＬ　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/gaikokusekikenminkaigi.html